

町報 岡 垣

所 設 者 順 一
行 町 任 深 田 一
発 行 長 野 田 一
岡 垣 町 報 刊 行 所
有 限 公 司 大 和 印 刷 所
電 話 (宗 像) 2027 番



となり、医療費は保険税の三倍以上となっており、いかに一人当り多額の医療費を支払っているかがわかります。昭和四十三年度は、実質四〇〇万円の赤字決算となりました。

これは医療費の無駄使いはありません。かかった以上医師を信じたことが第一。医師の指示にしたがわなかったり、あるいは医師になんともないと診断されるのが不満で次から次と医師のしごとをする人があります。これは初診料、検査料等又治療費すべてにわたっての病気で二倍の医療費を

上海老津、故本脇フデ殿 (七六才)
昭和四四年六月十二日死亡
岡部福田殿より寄附
原、故清原為夫殿 (六六才)
昭和四四年六月二十日死亡
清原美佐子殿より寄附
内浦、故竹井タメノ殿 (七六才)
昭和四四年六月二日死亡
宮内敬之殿より寄附
百合ケ岳、故中尾伸慶殿 (七十七才)
昭和四四年六月十九日死亡
中尾利男殿より寄附
百合ケ岳、故木崎半十郎殿 (七八才)
昭和四四年七月五日死亡
岡部茂博殿より寄附
社会福祉協議会
並びに老人クラブ
ブ寿会へ

みななではいろいろ
交通 共 済
一、この制度のあらまし
北九州市民共済生活協同組合に於ては昭和四十四年一月十日から交通災害共済制度が実施されており、中間市水巻町が加入、今岡垣市水巻町、岡垣町が加入いたしました。市民の自由意志に基づき、一〇〇円の出資金で組合に加入し、一年三六〇円の掛金を出し、一〇〇円、同一会社、同一事業所で組合員が五人以上とめて加入の場合一人三〇〇円。
(6) 契約約数 一人一口
(7) 契約の期間 九月一杯 発効 十月一日午前零時から向う一箇年間
(8) 共済見舞金額
死亡 五〇〇千円
不具懸災 三〇〇千円
六箇月以上要治療 一〇〇千円
三箇月全前 五〇千円
一箇月全前 二〇千円
一週全前 五千円
詳細については役場事務課に御問合せ下さい。
近日中に申込書を配布致しますが、あくまでも任意加入です。強制するものではありません。以上

医療費四年前で二倍に

年々高騰する医療費による財政的圧迫は、ますますその度を加え、保険制度そのものも、おびやかす状態となっており、

岡垣町においてもその例外でなく、医療費の給付額は過去四年間で二倍にふくれがあり、特に昭和四十三年度は、前年に比べ三十二%の増と大幅に上昇しております。(下表参照)

さらに今年度においてもかなりの医療費が着目見込で、ついに保険料の値上げはやむを得ない状態となり

ひっぱくする 国保財政

改正税率は左記のとおりです。物価高騰の恐れがあるから、被保険者の深い理解と御協力をお願いいたします。

(一) 昔きは前年度税率所得割
前年の所得金額——二二万円を控除した後——の百分の三、七(百分の二、三)
資産割額
固定資産税額の百分の一四(百分の九)均等割額
被保険者一人に対し、一、九〇〇円(八〇〇円)

国保は独立採算制

国民健康保険は、町の一般会計とは別に国保だけの特別会計で運用されております。

したがって保険料等の収入は国保だけの費用に支出され、他の支出にあてられることはありません。もしその年度において収入超過となった場合は、翌年度に繰越し蓄積されます。

健康をお金でかう？

今のように医学として医療設備が発達すると、体のぐあいが少し悪くても非常に密度の高い診療がうけられます。いいかえれば私たちは、より高い医療費で自分の健康をかっているようなものなのです。もしお金で健康が買えるならいくら払っても高くはありません。でももう一度よく考えてみましょう。その中に無駄な医療費がふくまれているのか

患者は医者ではない
「先生、カゼをひきましたから注射をたのみます」
このように自分で病気を診断し、薬、注射とねだるのは考えものです。
こういう患者ほど、医師より「その必要はありません」といわれるとすぐ別の医師にかかる例のほしに

保険税はなぜあがるか

前に書いたように、国保は特別会計による独立採算制であり、したがって医療費等の支出がふえればふえるほど、それにみあった収入の増加を図らねばなりません。

あなた自身が損をする。
保険料が高いから医師にかからなければ損だとかばかり、ちょっとした二日酔い位でかかったり、往診をたのんだりすると、けっきょくその費用を払うのは自分となり、やがては保険料となつてはねかえつてきます。不必要な受診はつし

医療費の給付(七割)

一、診察
二、薬料又は治療材料
三、入院料
四、処置、手術その他の

香典返しとして寄附
海老津、故大谷伸平殿 (七三才)
昭和四四年五月三日死亡
大谷ハルノ殿より寄附
東松原、故伊藤春子殿 (五六才)
昭和四四年五月二日死亡
伊藤夢殿より寄附
海老津、故木下友子殿 (三三才)
昭和四四年六月七日死亡
木下正夫殿より寄附

岡垣町阻碁同好会へ

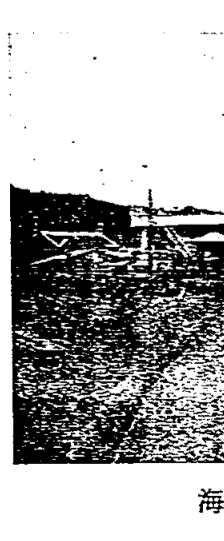
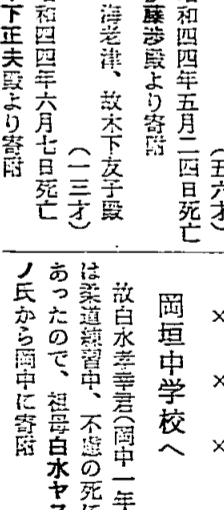
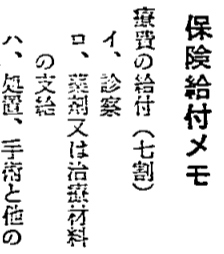
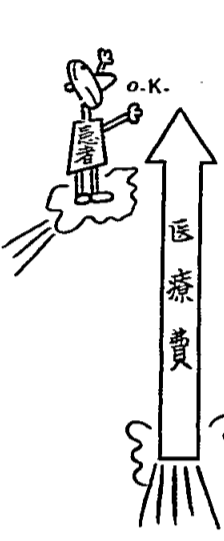
前会長 清原為夫氏の死去に際し、妻清原美佐子氏より寄附

岡垣中学校へ
故白水孝幸君(岡中一年)は柔道練習中、不慮の死にあつたので、祖母白水ヤスノ氏から岡中に寄附

みんなではいろいろ

り、傷害をうけ、現在治療中の人はおる迄申込出来ません。
出資金額、一〇一〇〇円(組合をやめる時は返します)

海老津陸橋



岡垣町財政事情

一、一般会計の状況

昭和四十三年度の一般会計は当初二億八千二百八十八千円の規模であったが、その後四回の補正により最終予算は三億一千五百六万五千円となった。

これに対し決算額は歳入、三億二千〇九一四千元、歳出、三億三百七十八千円、歳入歳出差引残額、一千七百一十三千三百三十三円、昭和四十三年年度の一般会計の収入状況は、別表①のとおりである。

(1)町民税 二四、二七三千元 (九七%)
 (2)固定資産税 二六、二六七千元 (九六%)
 (3)軽自動車税 二、五九六千元 (九三%)
 (4)たばこ消費税 一一、二〇七千元 (一〇〇%)

岡垣町内で売れた「たばこ」の本数に同じ町に入ってくる税であり月に百万円程度あり町財政を助けており「たばこ」は是非岡垣町内で買っていただくようお願いいたします。

(5)電気ガス税 五二九五千元 (一〇〇%)
 (6)木材引取税 一六三三千元 (六三%)

二自動車取得税交付金、四、一七二千元、これは自動車を購入した時、購入価格の三分が税で本年度より新設された。

三地方交付税、九四、〇四四千元
 四交通安全対策特別交付金 三六九千円、これは岡垣町内で交通違反をした、五、〇〇〇円以下の科料である。

五使用料及び手数料

収入額の内主なものは次のとおり

- 町営住宅使用料五、七四四千元
- 保育料一、五六五千元
- 火葬場使用料 一一一千元
- 専用水道使用料 二八千円
- 戸籍等手数料 一、〇四一千元
- 徴税等督促手数料 二〇八千円
- 予防接種徴収金 一、五四九千元
- 六国の支出金で収入された主なものは次のとおり
- 保育所措置児童費 一、八九一千元
- 民生委員の負担金 八〇千円
- 義務教育負担金 七五七千元
- 緊急就労対策事業費補助金 一一、二五〇千元
- 住民基本台帳整備補助金 五六六千元
- 保育所建設事業補助金 一五、一三二千元
- 町営住宅建設費補助金 四、九八四千元
- 理科教育設備費補助金 四〇〇千元
- 学校管理設備費補助金 二六二千元
- 準要保護児童生徒援助補助金 八六二千元
- 戸切小学校防音建築補助金 一三、九六二千元
- 岡中プール建設費補助金 五、四〇〇千元
- 消防自動車購入費補助金 六五〇千元
- 小災害復旧公債補助金 四九五千元
- 町民税減税補てん償補助金 二、六三三千元
- 災害復旧費補助金 一、二九九千元
- 国民年金委託金 九一、一千元

九国有提供施設等所在地

四十三年度に借入れた町債は、

- 町民税減税補てん償 二、二〇〇千元
- 緊急就労対策事業費 一、四〇〇千元
- 公営住宅建設事業費 三、四〇〇千元
- 産業道路延長建設事業費 五、三〇〇千元
- 消防自動車購入事業費 一、〇〇〇千元
- 岡中プール建設事業費 五、〇〇〇千元
- 保育所建設事業費 三、八〇〇千元
- 支出の状況
- 支出の状況は別表1、2のとおりで、これを性質別にみて主なものは、
- 1、人件費七九八九千九百円
- 2、職員、各種議員、町長以下全職員報酬、給料など
- 3、物件費
- 4、旅費 五、三二〇千元
- 5、賃金 一、三三三千元
- 6、需要費等 一六、一四〇千元
- 7、役務費三、〇四六千元
- 8、備品購入費
- 9、早急応急対策事業 四七三千元
- 10、林道改良費 四〇六千元
- 11、並列強しよう設置工事 一、三二九千元
- 12、河川 道路橋梁補修費 五、一八四千元
- 13、学校補修費 一、一九六千元
- 14、扶助費四、三三三千元
- 15、生活困窮者、緊急就労労務者等の越年越盆見舞金 標準保護児童教育補助金などである。
- 16、補助費等 一、一六〇千元
- 17、負担金九、一六〇千元
- 18、補助交付金 八、八四九千元
- 19、その他三、三一九千元
- 20、公債費
- 21、長期借入金金の償還元金と利子である。
- 22、元金 八、三四三千元
- 23、利子 五、八五四千元
- 24、建設事業費
- 25、庁舎建設事業 六七九六千元(四十四年度と継続工事)
- 26、保育所建設事業 二一、三八二千元
- 27、新松原地区簡易水道事業 六、三六五千元
- 28、元松原地区簡易水道事業 九、一二七千元
- 29、失業対策事業 一六、四四三千元
- 30、農業用水開発事業費 一、〇三三千元
- 31、同和对策事業費 一、〇三三千元
- 32、早急応急対策事業 四七三千元
- 33、林道改良費 四〇六千元
- 34、並列強しよう設置工事 一、三二九千元
- 35、県道改良工事負担金 一、五六八千元
- 36、町道改良事業費 一四、五六八千元
- 37、橋梁改良事業 五〇〇千元
- 38、波津海水浴場海岸局改良工事負担金 七五三千元
- 39、町営住宅建設事業費 一〇、七六九千元
- 40、消防自動車購入費 二、二〇〇千元
- 41、町民教育設備事業 八〇〇千元
- 42、戸切小学校建設事業 一八、四七二千元(四十二年と継続)
- 43、岡中体育倉庫その他建設事業費 一、八二四千元
- 44、地域公民館建設事業費の補助金 一、一〇四千元
- 45、岡中プール建設事業費 一三、四八五千元
- 46、災害復旧事業費 一、六九五千元

別表①

昭和43年度一般会計収入支出状況表

(単位千円)

区 分	入		出	
	収入額	構成比	支出額	構成比
地動方交	70.801	22.1	79.589	26.2
自動車交	4.171	1.3	4.335	1.4
地方交付	94.044	29.3	14.197	4.7
交通安全	369	0.1	30.431	10.0
交通安全	564	0.2	7.067	2.3
交通安全	7.710	2.4	21.328	7.0
交通安全	2.798	0.9	3.688	1.2
交通安全	61.256	19.1	160	0.1
交通安全	4.862	1.5	8.281	2.7
交通安全	8.363	2.6	116.574	38.4
交通安全	6.588	2.1	1.694	0.6
交通安全	3.500	1.1	16.437	5.4
交通安全	5.595	1.7		
交通安全	19.125	5.9		
交通安全	9.068	2.8		
交通安全	22.100	6.9		
合 計	320.914	100	303.781	100

別表②

(単位千円)

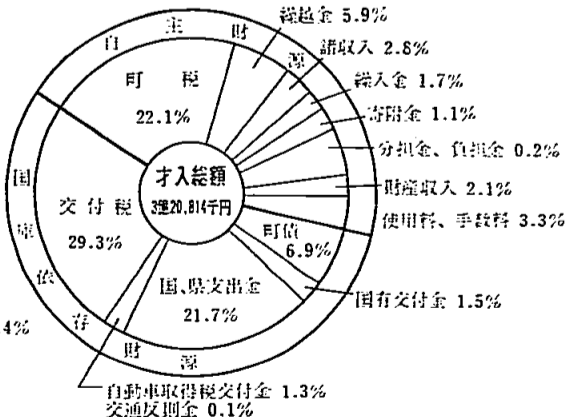
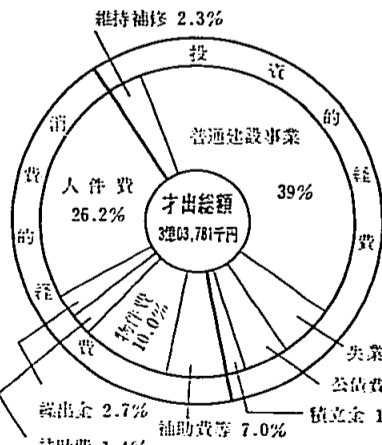
区 分	出内訳		一般財源 充当額
	支出額	構成比	
議総民衛	14.125	4.6	14.125
会務生	54.085	17.8	41.365
衛生	46.199	15.2	21.421
衛生	19.834	6.5	17.407
衛生	16.443	5.4	3.787
衛生	15.227	5.0	12.475
衛生	1.452	0.5	1.452
衛生	44.370	14.6	30.041
衛生	5.916	1.9	4.266
衛生	68.419	22.5	33.450
衛生	1.694	0.6	193
衛生	14.197	4.8	9.448
衛生	1.820	0.6	1.820
合 計	303.781	100	191.250

(7)同和对策事業費 一、〇三三千元
 (8)早急応急対策事業 四七三千元
 (9)林道改良費 四〇六千元
 (10)並列強しよう設置工事 一、三二九千元
 (11)河川 道路橋梁補修費 五、一八四千元
 (12)学校補修費 一、一九六千元
 (13)扶助費四、三三三千元
 (14)生活困窮者、緊急就労労務者等の越年越盆見舞金 標準保護児童教育補助金などである。

昭和43年度 町税等住民負担状況表

区 分	金額	1人1世帯当りの額		1人1世帯当りの額	
		千円	円	千円	円
①町税合計	70.801				
個人町民税	23.110	1.485	6.221	4.226	5.468
法人町民税	1.163	—	—	51	22.804
固定資産税	21.683	—	—	2.622	8.269
国有財産等交付金、納付金	4.584	—	—	—	—
軽自動車税	2.596	—	—	2.086	1.244
タバコ消費税	12.207	784	3.286	—	—
電気ガス税	5.295	—	—	—	—
木材引取税	163	—	—	27	6.037
②町 債	22.100	1.420	5.949	—	—

(人口及び世帯数は昭和44年4月のもの。
 人口15,562、世帯3,715)



行政相談

一、日時 九月十二日午後二時
 二、場所 岡垣町役場

校庭巡視

小中学校とも昨年来、土曜日は無人化したので、校舎校庭使用心得を守り、野球の練習等に、校庭を大中に利用出来るよう意を尽してきたところであります。が、この使用心得を守らず無断使用したり、使用を断られたり、校舎等にいたずらして帰る一部不心得者がいますので、青少年問題協議会委員や青少年指導員で校庭を巡視していただきます。

校庭等公共物が、スムーズに開放出来るよう、みなで気をつけて下さい。



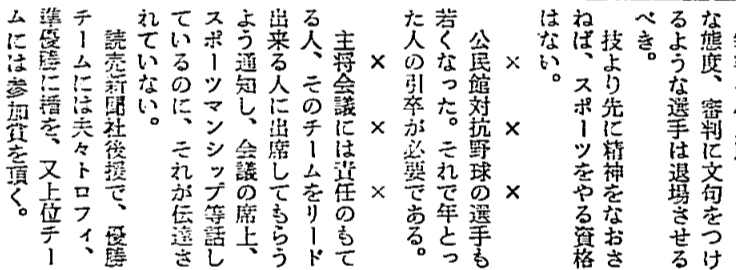
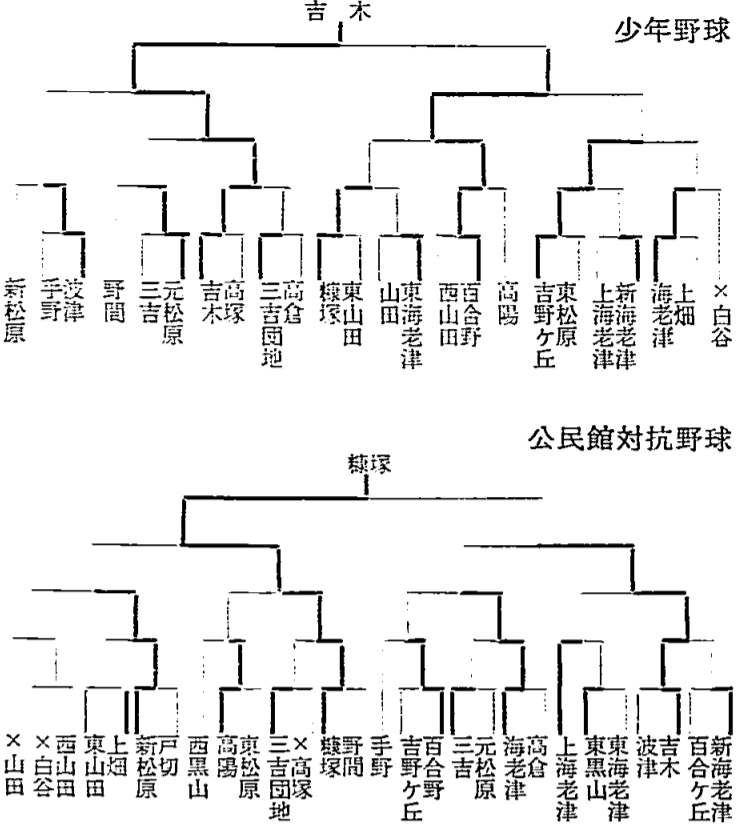
卓球大会

七月六日岡中で公民館対抗卓球大会を実施。男子十六、女子二チームの参加で熱戦を繰り、マナーも技術も思っている。



糠塚初優勝

公民館対抗野球大会は、七月二十七日、八月三日、十日の三日間、少年野球は八月五日、六日、七日の三日間実施。



公民館対抗野球の選手も若くなった。それと年々チームの引率が必要である。

審判を小馬鹿にしたような態度、審判に文句をつけようとする選手は退場させるべき。

技より先に精神をなおさねば、スポーツをやる資格はない。

公民館対抗野球の選手も若くなった。それと年々チームの引率が必要である。

審判を小馬鹿にしたような態度、審判に文句をつけようとする選手は退場させるべき。

技より先に精神をなおさねば、スポーツをやる資格はない。

反省

どちらが無理かよく考えて頂きたい。

審判を小馬鹿にしたような態度、審判に文句をつけようとする選手は退場させるべき。

技より先に精神をなおさねば、スポーツをやる資格はない。

公民館対抗野球の選手も若くなった。それと年々チームの引率が必要である。

審判を小馬鹿にしたような態度、審判に文句をつけようとする選手は退場させるべき。

技より先に精神をなおさねば、スポーツをやる資格はない。

公民館対抗野球の選手も若くなった。それと年々チームの引率が必要である。

岡中プールを借り区毎の水泳教室を開く

一、服装、吉木のようにそろいのユニホームを着ているところもあるが、一般的に悪い。

一九六四年、スポーツの国際会議で「スポーツはスポーツマンシップの精神をもってやらねばならない」と宣言している。

審判を小馬鹿にしたような態度、審判に文句をつけようとする選手は退場させるべき。

技より先に精神をなおさねば、スポーツをやる資格はない。

公民館対抗野球の選手も若くなった。それと年々チームの引率が必要である。

審判を小馬鹿にしたような態度、審判に文句をつけようとする選手は退場させるべき。

技より先に精神をなおさねば、スポーツをやる資格はない。

議案だより

第二回定例町議会は、六月二日招集、会期二九日間と決定、岡垣町国民健康保険条例の一部改正案外七議案が審議され、いづれも可決されました。

上程議案。1、岡垣町役場庁舎建設工事の請負契約について建設工事。

2、岡垣町国民健康保険条例の一部改正案外七議案が審議され、いづれも可決されました。

3、町報がどれ位利用されているか、立派な町報を作るにはどうしたらよいかを知るため、七月二日の区長会議で相談し、各区二十枚ずつ調査表を配り、区長さんに集めてもらいました。

その結果、一、回答数、上畑19、戸切7、東山田14、原11、西山山13、上海老津21、高塚19、新松原17、緑ヶ丘17、三吉岡地4、上高倉3、東黒山10、元松原11、新海老津15、三吉9、百合ヶ丘19、山田18、吉木4、橋会19計三三五。

2、世帯主で全部読んでいる人は七二%。

3、町報を時々読む四二%、家族は時々読む四五%、可読者家族に話す五一%。

電話局のお知らせ

最近九州電債社(本店飯塚市、本社京都市)名で電話申し込みの代行、および契約保証金として、二、八〇〇円前後徴収し、電信電話債券を買いとる等、電話の申し込みに対して九州電債社が代行した場合、電話が早くつく等のパンフレットを配布しておりますが、一電話のとりつけは、日本電信電話公社がさだめた。設置基準により原則として申し込みの順序により、とりつけいたしておりますので、一部申し込みの代行者によって電話が早くつくということとは絶対ありませんので直接電話局(又は郵便局)にお申し込みください。申し込み手数料、および申し込みの式紙等は、

身を守る。夏は、ち漬が最も多い季節です。

折尾電報電話局長

心を得10訓

1、見知らぬ男からの誘いは、はっきり断る。

2、夜道のひとり歩きはできるだけさける。帰りがおそくなる時は、前もって家の人に連絡して、駅や停留所まで迎えに来てもらう。

3、夜道は、できるだけ連れだって、明るい人通りの多い道を選んで歩く。

町報についての世論調査

町報がどれ位利用されているか、立派な町報を作るにはどうしたらよいかを知るため、七月二日の区長会議で相談し、各区二十枚ずつ調査表を配り、区長さんに集めてもらいました。

その結果、一、回答数、上畑19、戸切7、東山田14、原11、西山山13、上海老津21、高塚19、新松原17、緑ヶ丘17、三吉岡地4、上高倉3、東黒山10、元松原11、新海老津15、三吉9、百合ヶ丘19、山田18、吉木4、橋会19計三三五。

2、世帯主で全部読んでいる人は七二%。

3、町報を時々読む四二%、家族は時々読む四五%、可読者家族に話す五一%。

4、他区の公民館活動の紹介を。

5、すぐ配ってもらいたい等の意見が多かった。

6、不幸にしておそれたときは、危害を加えられ(以下四頁へ)

身を守る

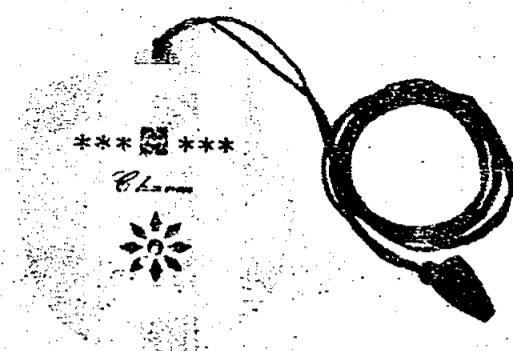
ないよう十分注意し、スキを見て逃げ、大声で助けを求めよ。

7、浴室、寝室などは外からのつかないようカーテンや、スダレを利用する。

8、被害にかかったり、かかりそうになったときは必ず届ける。

9、おかしな方は、ふだんから子供に仕上げをし

10、おそわれたときの用



夜道のひとり歩きに 110番ブザーを

「子ども及び老人の交通安全の確保」に関する資料

(九月の実施目標)

運転者が守ること	保護者が守ること	幼児に繰り返し教えること
<p>子どもや老人は、急に止まったり、立ち止まったり、とつぱな行動をとりがちなのであるから、子どもや老人の居るような場所では、いつでも止まれるような速度と方法で走る。</p> <p>止まっている車の側方や物陰になつて見とおしの悪い所を通過するときは、速度をおとして、とび出しなどに備える。</p> <p>歩行者が横断歩道を横断し、または横断しようとしているときは、必ず横断歩道の手前で一時停止し、歩行者の通行を妨げないように注意する。</p> <p>子どもの危い遊びや通行を見かけたときは、徐行するなどしてその通行を妨げないように心がけるとともに、場合によっては、車を止めて注意する。</p> <p>車を急進させるときは、一たん降りるか、誘導員を出すとあわせて、車の周囲の安全を確かめる。</p>	<p>子どもを危険な道路や踏切の近くで遊ばせない。</p> <p>車や電車等は、こわいものであるというこを教える。</p>	<p>車は急に止まれない。どんなときでも、絶対に道路にとび出したり駆け出したりしない。</p> <p>(1) 横断歩道を渡る時、手をあげて合図をし、車が完全に止まらないうちに渡る。</p> <p>(2) 横断歩道を渡る時は、手をあげて合図をし、車が完全に止まらないうちに渡る。</p>

交通事故から賠償請求まで

財団法人福岡県交通安全協会

1、事故に会ったら

(1) 被害者としては先ず

イ、相手の住所、氏名、年齢、車の所有者、車の種別、車の番号、保険会社名、保険番号等を確かめ、メモしておくこと。

ロ、怪いけがでも必ず医師の診察を受けておくこと。

(2) 加害者としては

イ、人身事故の場合は、先ず何をあいても、被害者の救護措置を講じたうえ、速やかに最寄りの警察署(派出所、駐在所でもよい)に届けること。運転者がこれらのことを怠ると、処罰されたうえに賠償問題でも不利になるので注意すること。怪いけがの場合、単に「大丈夫か」「どうもしなかつたか」と口で確か

めただけで行ってしまうとひき逃げとみなされることがある。

(3) 加害者・被害者

怪い事故の場合、警察に届けずに示談でかたづけようとする事例が多い。話がうまく行けば問題はないが、話がこじれて賠償金が得られないようになったとき、警察に届けていなければ警察の事故証明が取れないので、保険請求がむづかしくなる。このような場合は、後からでもよいか被害者の方からでも警察に届けること。

2、示談前に予備知識を備えておくこと

(1) 事故に会ったらずにでも保険金がもらえると誤解したり、すぐに示談をすすめなければならぬようにあせる人

がいて、一、二度見舞いに来ただけで、その後は全然寄りつかない。加害者は全く誠意がない」と、最初から不満を訴え、感情的になる事例が多い。

損害の計算は、治療の見通しがいつからでないとできない。けがの状況では後遺症の問題がでてくることもある。あまり急ぎすぎると、とんだ損をする

3、損害賠償の内容

(1) 強制保険の場合

イ、傷害のとき(限度額50万円) 要求できる項目としては

○ 救急捜索費

○ 治療費・入院費

○ 通院の車代

○ 付添料

○ 柔道整復等の費用

○ 義肢等の費用

○ 診断書料

○ 休業補償費

○ 後遺症補償費(一万一三〇〇〇)

等が主なものである。

救助捜索費から診断書料までは、実費的なものである。大して問題はない。問題となるのは休業補償費である。休業補償費は、休業損害と感謝料に分かれる。

(2) 休業損害

イ 給与所得者は雇主の証明(源泉徴収票添付を要す) 商工、農林、漁業者等は納税証明書(税務署又は市町村) 大工、左官等で給与に

者であっても一日七百円が支給される。

学生アルバイト

小、中、高校生等は無償者とされているが、アルバイトをしているが、一日七百円が支給される。

(3) 感謝料

強制保険から支給されるのは、年令、性別の如何を問わず一日千円とされている。

後遺症補償費

障害の程度に応じて一級(一百万円)から四級(一十万円)から一級(三〇〇万円)まで一四段階に分かれ、医師の診断に基づき、査定され、それぞれの級に応じた額が支給される。

この補償費は、傷害の保険額五〇万円とは別わけて支給されることになっている。

以上が、傷害の場合、強制保険から支給される項目と額であるが、事故に会えば五〇万円がそっくりもらえ

ばっている人がいるが、入院が長くなれば、それだけ治療費がかさみ、被害者の取り分が少なくなるといふことである。極端に云えば治療費が五〇万円かれば、その他の損害(休業補償等)は、強制保険から一文も出ないということになる。

死亡のとき

死亡の場合の保険額は三〇〇万円である。

○ 葬儀に要した費用。

○ 生きていれば当然得られた管の収入額(いわゆる逸失利益)

○ 死亡本人の感謝料

○ 遺族の感謝料

が主なものである。

損害は以上の項目の積算であるので、ごく高令の人で遺族の少ない人の場合は、三〇〇万円に達しない場合もでてくるが、死亡本人の感謝料が五〇万円認められるようになったので、減額になる例は極めて稀である。

(2) 示談や裁判、任意保険の場合

1、示談の場合

強制保険は、傷害五〇万円、死亡三〇〇万円であるが今日の損害補償としては決して満足すべき額ではない。

強制保険は、損害の最低補償額と云われているのである。

お互いの示談では、双方が納得さえすれば、強制保険の額に拘われないわけであるが、どの程度要求してよいかのいわゆる妥当な額になるとなかなかむづかる。ここがまた双方の争いの中心ともなるわけである。

しからば損害賠償の妥当な額は一体何によってよいかという問題になる。今日妥当な額と云えば、結局のところ裁判額額額というところになる。

(以下次号)



その他のものについては、後日の示談に備えて、出費したものは細大流らさずメモしておき、領収書の取れるものは取っておくこと。

(2) 加害者としては、できるだけ、相手の感情を刺激しないよう十分誠意をつくし、治療費、生活費等の内金を支払った場合は、必ず領収書

応じた組合費を納入し、積算してその合計額(前記の証明があれば、その額が保険からも支給されるが、これらの証明が得られない人は、いくら収入があっても保険からは一日七百円しか出ない。

B 家庭の主婦(主婦的業務に従事していれば性別は問わない) 無職

大した症状でもないのにね

岡垣風土記

▲ 古寺 (元松原) 昔、安楽院のあったところ。今、ここに、南朝の忠臣北畠親房の後裔(親房から八代目)に当る。北畠軍人頭允の墓がある。頭允は、門司関に生まれ、後に、岡垣主麻生隆寺の家臣となり、岡垣、落城の日、(天文十五年九月二十八日)に戦死した。

▲ 道楽屋敷 慶長の頃黒崎城主井上周防之房(道伯)が、別荘(本居は、陣原東屋敷にあって)を構えていたところである。陣守院の北側一帯をいう。即ち、道楽は、道伯のことであろう。

▲ 道伯の墓 陣守院の境内に、今、高倉、竜昌寺の境内にある。▲ 砥石面 「早崎に砥石面」というところがあり、また、砥石神社がある。社伝には、「祭神、不詳、砥石(社殿の側にある。)を神体とす。この石、土中より掘り出せり」とあるが、これは、このあたり一帯の丘陵に多い古墳の跡である。因に、近くにある高塚も、古墳のあったところの地名である。

▲ 十五堂 十五堂のあったところである。「吉木旧記」には、吉木の下戸屋に行く道、岡の松原の入口にあり、往古は、東西相向いてありける由、東の堂は、後に、安楽院の前に移して、芋地蔵堂と云、これなり。」とある。

人は死後、生前に犯した罪によって、裁かれるといわれているこの信仰は、平安末期に起ったが、一般化し

たのは、江戸期からで、今でも、各地の寺の入口や、堂などに、叫聲堂や、十五堂が残っている。

▲ 三吉 大昔は、このあたりまで海であった。

「遠賀郡誌」にも、「この地、古へは、瀬海の江湾でありし由にて、塩浜といふ田字あり。」とある。

なお、ここには、熊山、熊浦、熊原などという地名があるが、このくま(熊)は、和歌山県の熊野と同じように、航海に関係があり、舟が風待ちするのにはよい、奥まったところのことである。

いい伝えによると、熊山は岡垣主の祖、熊野の故郷であり、熊浦は、熊野の居宅跡である。今、熊浦にある西園寺の現住職熊野氏は、その子孫といわれ、寺伝にも、「熊野十世聖徳伝教大師の化を受け、禪座を、この地に結ぶ。

郷人、名づけて、熊の精舎といふ。」とある。

因に、この熊野のむに(時)は、仲夏天皇や神功皇后の水先案内をしたことでもわかるように、元來は、水師、つまり、船方のことである。因縁の白風に登場する時、やはり、船方のことである。

このように、古代人は、住所名、または、職業名をとって、呼名とした例は多い。なお、大昔、この三吉に、北九州の水師の総元帥、熊野の居宅(根拠地)があったというものが、ここが、入江であったからであろう。

八幡 門司 勇

